

自動車登録事項等証明書(二種類ある)

※**基本的には自動車登録番号又は車台番号が正確に分かっていないと申請は出来ません**

I、現在の自動車検査証がどの様になっているのかを調べる(現在登録証明書)

手数料印紙(検査登録印紙) (現在証明は1両につき 300円)

II、新車登録時から現在までの自動車検査証がどの様になっているのかを調べる(詳細登録証明書)

手数料印紙(検査登録印紙) (詳細証明は1両につき1枚目は1,000円、2枚目以降は1枚につき300円
追加になります)

自動車検査証に記載されている内容を知りたい場合には、**最寄の運輸支局又は自動車検査登録事務所**で、登録事項等証明書の交付請求の手続きをして下さい。申請は、基本的に誰でも出来ます。しかし、不正請求による犯罪防止の観点から、**請求者本人を確認できるいざれか証明書の提示が必要です。**

《運転免許証・パスポート・外国人登録証明書・国民健康保険被保険者証・健康保険証・その他写真付き証明書で氏名及び住所が確認できるもの》

30両以上交付を申請する場合は、別途目的についての**理由書**が必要となります
おそらく、30両以上交付を申請する場合は、信販会社や保険会社ぐらいかな。

注意点

※**登録事項等証明書は、道路運送車両法により民事登録の公開の目的に従い交付するものであって、個人のプライバシーを侵害するなど違法目的に使用することが明らかな場合には交付することはできません。**

※**軽自動車**については公証制度がありませんので**自動車登録事項等証明書**は交付されません。

【主な変更点】

- ・『自動車登録番号』と『車台番号』の双方を請求書に記載していただきます。
- ・請求する方の**本人確認**のための書面を提示していただきます。
- ・どのような理由で請求されるのか、**具体的な請求事由**を記載していただきます。

Q 1 今後、自動車登録番号(以下登録番号という)だけで、登録事項等証明書(以下登録証明といふ)の請求はできないのですか。

19年11月19日(予定)から制度が変わり、登録番号だけでは請求できません。自動車登録番号と車台番号下7桁の記載が必要となります。

Q 2 車台番号の下7桁がわからなければ請求はできないのですか。

請求できません。

Q 3 なぜ、そうなったのですか。

近年、登録証明を悪用して、自動車の窃盗や恐喝等の犯罪を行ったり、ダイレクトメール等に使われるケースが増えています。これは、現在の登録証明が、自動車登録番号だけで請求できることを悪用したもののです。

このため、個人情報保護対策を一層強化する観点から、登録事項等証明書の交付にあたっては、自動車登録番号及び車台番号を求めることがあります。

Q 4 登録番号と車台番号下7桁が完全に一致していないと請求できないのですか。
請求できません。

Q5 車台番号が7桁未満の自動車の場合、請求書にはどう記載するのですか。

例えば、6桁しかない場合は、その6桁を記載して下さい。

Q6 車台番号が『ABC-123456』のような自動車の場合、請求書にはどう記載するのですか。

『-123456』と記載して下さい。

Q7 車台番号が『大12345大』のような場合、請求書にはどう記載するのですか。

『大12345大』と記載して下さい。

Q8 車台番号だけでは請求できないのですか。

請求事由により、登録番号を明示できないことがやむを得ないと確認できる場合は、車台番号だけでの請求はできますが、車台番号全桁の記載が必要です。

Q9 所有者本人であっても、登録番号だけで請求できないのですか。

登録番号だけでは請求できません。所有者本人であっても、登録番号と車台番号（下7桁）の双方が必要です。

Q10 請求の際には、本人確認をする書類が必要ですか。

請求書に記載されている交付請求者の氏名及び住所と同一の氏名及び住所が記載されている運転免許証などを窓口で提示していただきます。

Q11 本人確認をする書類は運転免許証以外でも良いのですか。

請求書に記載されている交付請求者の氏名及び住所と同一の氏名及び住所が記載されている健康保険の被保険者証、外国人登録証明書、住民基本台帳カードなどでも可能です。

Q12 自宅前の公道に違法駐車車両があるので注意したいのですが、登録番号だけで請求はできますか。

登録番号だけでは請求できません。公道における違法駐車車両については、警察にご相談下さい。

Q13 当て逃げに遭い、相手の自動車の名義人を調べたいのですが、登録番号だけで請求はできますか。

登録番号だけでは請求できません。当て逃げなどの場合は、警察にご相談下さい。

Q14 私有地に自動車を放置されて困っているのですが、登録番号だけで請求はできますか。

放置されている車両の放置状況が判る図面、車両の写真及び放置日数等を記載した書面を添付の上で請求のある場合に限り登録番号だけでの請求ができます。書面の様式については、窓口にご相談下さい。（詳細は10月決定予定）

Q15 請求事由は『所有者を確認したい』と記載すれば良いですか。

いいえ、『何のために所有者を確認したい。』といった具体的な請求事由の記載が必要です。

Q16 請求事由を記載しなかったり、『何のために必要なのか』を記載しなくても受理されますか。

受理できません。また、盗難やストーカー行為などの不当な目的に使用される恐れがある場合や個人のプライバシー侵害の恐れがある場合には受理できません。

Q17 行政書士が請求する場合はどうするのですか。

請求者欄には、行政書士名及び事務所所在地を記載し、日本行政書士会連合会発行の『行政書士証票』を窓口で提示して下さい。

Q18 行政書士の補助者が窓口に来る場合はどうするのですか。

請求者は、行政書士名となります。窓口で提示していただく身分証明書は、都道府県行政書士会発行の『補助者証』となります。その為、請求書の「本人確認書類」欄には、『補助者証』である旨と「補助者の方の氏名」を記載してください。

Q19 現行の3号シートはどうなるのですか。制度改正後も使用できます。（詳細は10月決定予定）

『登録事項等証明書』請求方法の変更について

国土交通省では、個人情報保護を強化する観点から、『登録事項等証明書』請求交付業務について平成19年11月19日(月)より下記のとおり取り扱うこととなりましたのでお知らせします。

記

1. 請求の際に明らかにしていただく事項(交付請求書に記載してください。)

項目	記事
(1) 請求の事由	① 何のために必要なのかを具体的に記入して下さい。 ② 不当な目的の場合、交付できません。
(2) 請求者の氏名及び住所	① 請求に来られた方の個人の氏名、住所を記載して下さい。 ② 請求書に記載された氏名及び住所と同一の氏名及び住所が記載された運転免許証等の提示が必要です。(下記2参照)
(3) 自動車登録番号及び車台番号	① 「自動車登録番号」だけでは請求できません。 「自動車登録番号」と「車台番号の下7桁」の記載が必要です。 ② 「車台番号」だけでの請求はできますが、全桁の記入が必要です。 ※例外:「自動車登録番号」だけで請求できる場合 私有地における放置車両の所有者・使用者を確認する場合 ○車両が放置されている場所 ○見取り図 ○放置期間 ○放置車両の写真 を明確にして請求して下さい。 【様式については、窓口でお尋ね下さい。】

2. 請求者の本人確認を行う際に提示していただく書類(請求の際、窓口で提示してください。)

交付請求書に記載されている氏名及び住所が記載されているもので、以下のいずれかのもの

- (1) 運転免許証
- (2) 健康保険の被保険者証
- (3) 外国人登録証明書
- (4) 住民基本台帳カード
- (5) その他法令の規定により交付された書類であって、本人確認ができる書類